

◎新潟県告示第903号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和7年9月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水原亀田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
阿賀野市寺社字鴨深甲3122番1から 同市市野山字大野239番1まで	新	11.3～44.5メートル	2,639.4メートル
阿賀野市堀越字土本481番2から 同市市野山字大野239番1まで	旧	6.1～30.3メートル	5,981.9メートル

備考1 路線の起点を変更する区域変更

- 2 路線の重用

一部区間一般国道49号、一般国道459号、県道新潟安田線、県道新潟水原停車場線と重用